

広報 ひろさき



No.324

弘前市プレミアム付商品券を販売します

■問い合わせ先 弘前市プレミアム付商品券事務担当（福祉総務課内、☎ 40-4630）

消費税率の引き上げに伴い、市民税非課税者および子育て世帯にプレミアム付商品券を販売します。購入対象者には商品券購入引換券を9月下旬ごろから順次送付しますが、市民税非課税の人は、8月下旬に送付する申請書により事前の申請が必要となります。

▼注意事項 右図の①②の両方に該当する人は両方の立場で商品券を購入できます／DV被害者で他の市町村から住民登録を移さずに弘前市に住んでいる人は、弘前市で申請・購入できる場合がありますので、ご相談を／プレミアム付商品券を販売するために市が手数料や振り込み、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。不審な電話がかかってきたときは市や警察署（または警察相談専用電話 # 9110）に連絡を。



対象者と申請から使用の流れ

①市民税非課税者

平成31年度の市民税（均等割）が課税されていない人
※ただし、市民税課税者の配偶者、扶養親族および生活保護の受給者等は除く。

②子育て世帯の世帯主

平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子どもがいる世帯の世帯主
※商品券購入引換券の申請は不要。

申請書送付（8月下旬）

商品券購入引換券を申請する

▼申請方法 送付される申請書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で郵送または直接窓口へ提出を。

▼申請期限 12月2日（月）

※当日消印有効。

▼申請場所 市役所4階会議室

商品券購入引換券送付（9月下旬ごろ～）

商品券を購入する

▼購入期間 10月1日～令和2年2月28日

▼購入場所 市が指定する販売所

※商品券購入引換券に記載します。

▼購入に必要なもの 商品券購入引換券、本人確認書類

▼販売額 4,000円

※商品券の額面は1冊5,000円（500円券×10枚つづり）で引換券1枚につき5冊まで、分割でも購入できます。

商品券を使用する

▼使用期間 10月1日～令和2年3月31日

▼商品券使用店舗 市内の参加店

※商品券購入時に参加店一覧を配布するほか、市ホームページでもお知らせします。

弘前市プレミアム付商品券の参加店を募集します

▼対象 市内に本店または支店を有する事業者
※事業内容および取扱商品により参加できない場合があります。

▼受付期限 9月30日（月）

※8月31日までに申し込むと、商品券購入者に渡すチラシに事業所名などを掲載できますので早めにお申し込みください。

▼登録方法 市ホームページに掲載している「弘前市プレミアム付商品券参加店登録申請書」に必要な

事項を記入し、郵送、ファクス、Eメールまたは持参を。

▼その他 商品券の換金処理は、改めてお知らせします。参加店として登録した事業者には、「参加店証明ステッカー」等を送付します。

■問い合わせ・申請先 弘前市プレミアム付商品券事務担当（福祉総務課内、〒036-8551、上白銀町1の1、市役所4階、☎ 40-4631、ファクス 35-2744、Eメール fukushisoumu@city.hirosaki.lg.jp）



「広報ひろさき」録音版の配布を希望する人は障がい福祉課（☎ 40-7036）まで。



マチイロ

「広報ひろさき」をアプリで読めます！
「マチイロ」で検索（iOS・Android 対応）



弘前市誕生
130周年

